

筑紫野市「赤ちゃんの駅」ガイドライン（令和6年4月1日一部改定）

本ガイドラインは、筑紫野市における「赤ちゃんの駅」事業実施にあたり、標準的な運用方法を定めたものである。

「赤ちゃんの駅」設置については、各施設において、設置状況、利用条件等が異なるため、利用者は、各施設の施設管理者が示す利用条件のもとで、各施設の施設管理者の指示に従い、利用するものとする。

1 事業目的

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、授乳やオムツ替えの設備を持った施設のうち、本ガイドラインの「3 事業の内容」に定める基準を満たす施設を「赤ちゃんの駅」として登録する。

「赤ちゃんの駅」として登録した施設には、目印となるステッカー等を掲示し、外出中の親子が気軽に授乳やオムツ替えができるような環境づくりに努める。

2 利用対象

原則として、乳幼児（概ね3歳未満の児童）連れの保護者で、利用は授乳又はオムツ替えの場合に限る。

3 事業の内容

赤ちゃんの駅では、次の（1）（2）のいずれかを提供するものとし、（3）は可能な場合とする。

（1）授乳の場の提供

- ① 授乳のための場所を提供する。
- ② 授乳のための場所とは、四方を隔壁で仕切られた部屋、パーテーションなどで仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせずに授乳ができる場とする。
- ③ 使用するスペースは、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行う。

（2）オムツ替えの場の提供

- ① オムツ替えをするための場所を提供する。
- ② 使用するスペースは、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行う。
- ③ 紙オムツなどのごみは利用者が持ち帰る。ただし、施設において専用のごみ箱等を用意している場合はこの限りではない。

（3）ミルク用お湯の提供（ミルク用のお湯を提供する施設のみ）

ミルクのお湯は、厚生労働省のガイドライン（平成19年6月5日 食安基第0605001号、食安監第0605001 厚生労働省医薬食品安全部基準審査課長、監視安全課長）に従い、70℃以上に保ち、かつ、沸かしてから30分以上放置していないものを提供する。

4 表示

- （1）登録施設は、表示用のステッカー等を利用者の目につきやすい場所に掲示する。

- (2) ステッカー等の掲示及び管理は、施設管理者が行う。
- (3) ステッカー等については、市が用意する。

5 事業実施日及び時間

- (1) 事業の実施日や時間は、登録施設が登録時に決定する。
- (2) 登録施設の施設管理者の判断で、臨時的に事業を実施しないことができる。

6 利用の制限等

登録施設の管理者は、「赤ちゃんの駅」の利用者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、その利用を拒み、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 登録施設にとって、安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき
- (2) 利用者が、登録施設の施設管理者の指示に従わなかったとき
- (3) その他、施設管理上の支障があるとき

7 登録方法

「赤ちゃんの駅」登録承諾書（様式第1号）を市長（こども政策課）に提出する。承諾書の内容及び現地を確認うえ、「赤ちゃんの駅」登録台帳（様式第2号）に記載する。登録が済み次第、「赤ちゃんの駅」ステッカーを配布する。また、登録解除を希望するときは、「赤ちゃんの駅」登録解除申出書（様式第3号）を「赤ちゃんの駅」ステッカーとともに提出する。

8 確認等

市は登録施設に対して、必要に応じ、本事業の実施状況について確認することができる。

9 個人情報の保護（※利用者に指名等を特定する施設のみ）

- (1) 登録施設の管理者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (2) 前項の取り扱いに当たっては、個人情報保護法など関係法令を遵守しなければならない。

10 委任

このガイドラインに定めるもののほか、「赤ちゃんの駅」事業実施にあたり必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成24年6月1日から施行する。
- 2 このガイドラインは、令和6年4月1日から改定施行する。